○厚生労働省令第四十九号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第四条第二項の規定に基づき、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年三月三十一日　　厚生労働大臣　長妻　昭

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令

国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和三十八年厚生省令第十号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号イ中「第二十七条の十四の三第六項」を「第二十七条の十四の四第六項」に改める。

第五条第一項第一号イ中「五万千九百八十八円三十三銭」を「四万七千五百六十八円四十三銭」に、「0.4309」を「0.3756」に、「746円13銭」を「896円75銭」に改め、同号ロ中「（施行令附則第六条から第十一条までの規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、「〇・〇九〇九七〇」を「〇・〇九二八九二」に、「0.000000707」を「0.000000683」に、「0.006894」を「0.008023」に改め、同項第二号イ中「四千六百五十四円八十三銭」を「九千二百五十四円八十五銭」に、同号ロ中「〇・〇〇七一九九六三五九」を「〇・〇一八二七九九六三五九」に改め、同項第三号イ中「一万千二十円五十八銭」を「一万三百三十六円九十六銭」に改め、同号ロ中「〇・〇一三五〇一八六三九三八」を「〇・〇一三〇八四七八〇八三四」に改め、同条第三項中「四千六百五十四円八十三銭」を「九千二百五十円八十五銭」に、「〇・〇〇七一九七八〇九四五六」を「〇・〇一八二七九九六三五九」に、「4,654円83銭」を「9,250円85銭」に、「0.007197809456」を「0.018277996359」に改め、同条第四項中「一万千二十円五十八銭」を「一万三百三十六円九十六銭」に、「〇・〇一三五〇一八六三九三八」を「〇・〇一三〇八四七八〇八三四」に、「九万円」を「十万円」に、「90,000円」を「100,000円」に、「11,020円58銭」を「10,336円96銭」に、「0.013501863938」を「0.013084780834」に改める。

第七条第一項第一号中「百分の九十三」を「百分の九十二」に改め、同項第二号中「百分の九十二」を「百分の九十一」に改め、同項第三号中「百分の九十一」を「百分の九十」に改め、同項第四号中「百分の九十」を「百分の八十九」に改める。

附則第六条の見出し中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に改め、同条中「平成二十年度」を「平成二十一年度」に、「五万千九百八十八円三十三銭」を「四万七千五百六十八円四十三銭」に、「四万七千九百四十七円二十二銭」を「四万九千八百十二円二十三銭」に、「0.4309」を「0.3756」に、「0.3954」を「0.3933」に、「746円13銭」を「896円75銭」に、「926円65銭」を「941円17銭」に、「〇・〇九〇九七〇」を「〇・〇九二八九二」に、「〇・〇一〇一七五」を「0.000000707」を「0.000000683」に、「0.000000719」を「0.000000749」に、「0.006894」を「0.008023」に、「0.008220」を「0.008105」に、「四千六百五十四円八十三銭」を「九千二百五十円八十五銭」に、「九千百五十三円八十九銭」を「九千百五十円八十五銭」に、「〇・〇〇七一九七八〇九四五六」を「〇・〇一八二七九九六三五九」に、「〇・〇〇八〇三一」を「〇・〇一七三一一」に、「4,654円83銭」を「9,250円85銭」に、「4,430円63銭」を「9,153円89銭」に、「0.007197809456」を「0.018277996359」に、「0.008031」を「0.017311」に、「一万千二十円五十八銭」を「一万三百三十六円九十六銭」に、「一万六百七十八円八十九銭」を「一万三百二十四円十五銭」に、「〇・〇一三五〇一八六三九三八」を「〇・〇一三〇八四七八〇八三四」に、「〇・〇一六五一三」を「〇・〇一三〇五五」に、「11,020円58銭」を「10,336円96銭」に、「10,678円89銭」を「10,324円15銭」に、「0.013501863938」を「0.013084780834」に、「0.012653」を「0.013055」に改める。

附則第六条の二を次のように改める。

（平成二十一年度における調整交付金の額の算定等に関する特例）

第六条の二　平成二十一年度における第七条第一項に規定する率については、同項の規定にかかわらず、平成十九年度分の保険料についての調査決定済額のうち同年度において収納された額の占める割合について、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令の一部を改正する省令（平成二十二年厚生労働省令第四十九号）による改正前の第七条第一項及び別表第四の規定を適用するとしたならばこれらの規定により算定される率とすることができる。

2　市町村（法附則第七条第一項に規定する退職被保険者等所属市町村（以下この条において「退職被保険者等所属市町村」という。）を除く。）について、前項の規定により算定される率を用いる場合における第七条第一項の規定の適用については、同項中「保険料収納割合」とあるのは「平成十九年度分の保険料についての調査決定済額のうち同年度において収納された額の占める割合」と、「別表第四に定める率（当該市町村の当該年度の前年度以前分の保険料についての調査決定済額のうち、当該年度の一月三十一日現在において収納された額の占める割合又は当該年度の前々年度以前分の一般被保険者に係る保険料についての調査決定済額のうち、前年度において収納された額の占める割合が、百分の二十以上である場合にあつては、同表に定める率から二を控除した率）」とあるのは「附則第六条の二第一項の規定により算定される率」と、同項各号中「被保険者」とあるのは「平成十九年における被保険者」と、同項第一号中「百分の九十二」とあるのは「百分の九十三」と、同項第二号中「百分の九十一」とあるのは「百分の九十二」と、同項第三号中「百分の九十」とあるのは「百分の九十一」と、同項第四号中「百分の八十九」とあるのは「百分の九十」とする。

3　退職被保険者等所属市町村について、第一項の規定を適用する場合においては、同項中「保険料」とあるのは、「一般被保険者に係る保険料」とする。

4　退職被保険者等所属市町村について、前項の規定により読み替えられた第一項の規定により算定される率を用いる場合における附則第二条の規定により読み替えられた第七条第一項の規定の適用については、同項中「一般被保険者に係る保険料収納割合」とあるのは「平成十九年度分の一般被保険者に係る保険料についての調査決定済額のうち同年度において収納された額の占める割合」と、「別表第四に定める率（当該市町村の当該年度の前年度以前分の一般被保険者に係る保険料についての調査決定済額のうち、当該年度の一月三十一日現在において収納された額の占める割合又は当該年度の前々年度以前分の一般被保険者に係る保険料についての調査決定済額のうち、前年度において収納された額の占める割合が、百分の二十以上である場合にあつては、同表に定める率から二を控除した率）」とあるのは「附則第六条の二第一項の規定により算定される率」と、同項第一号中「百分の九十二」とあるのは「百分の九十三」と、同項第二号中「百分の九十一」とあるのは「百分の九十二」と、同項第三号中「百分の九十」とあるのは「百分の九十一」と、同項第四号中「百分の八十九」とあるのは「百分の九十」とする。

別表第四（第七条関係）

減額率（%）	一般被保険者に係る保険料収納割合（%）				
	一般被保険者数10万人以上である市町村	一般被保険者数5万人以上10万人未満である市町村	一般被保険者数1万人以上5万人未満である市町村	一般被保険者数1万人未満である市町村	
5	87以上89未満	88以上90未満	89以上91未満	90以上92未満	
7	84以上87未満	85以上88未満	86以上89未満	87以上90未満	
9	81以上84未満	82以上85未満	83以上86未満	84以上87未満	
11	78以上81未満	79以上82未満	80以上83未満	81以上84未満	
13	76以上78未満	76以上79未満	77以上80未満	78以上81未満	
15	75以上76未満	75以上76未満	75以上77未満	75以上78未満	
20	75未満	75未満	75未満	75未満	